

## 利用料金(介護保険給付一部負担金) 2割

2

## &lt;訪問リハビリテーション&gt;

◎訪問リハビリテーション費	20分につき自己負担額	616円
---------------	-------------	------

## ～加算料金について～

## ① サービス提供体制強化加算

20分につき自己負担額	12円
-------------	-----

## ② 短期集中リハビリテーション実施加算(1日20分以上週2回以上の提供)

○退院・退所日または認定日から起算して3月以内の場合

1日につき自己負担額	400円
------------	------

## ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1日20分以上週2回限度で提供)

○退院・退所日または認定日から起算して3月以内の場合

生活機能の改善が見込まれると判断された方に 医師の指示を受けリハビリ実施した場合	1日につき自己負担額	480円
---	------------	------

## ④ リハビリテーションマネジメント加算 (A)イ・(A)ロ

1月につき自己負担額 (A)イ	360円
-----------------	------

” (A)ロ	426円
--------	------

事業所医師が利用者又は家族に説明し、利用者 の同意を得た場合	540円
-----------------------------------	------

## ⑤ 退院時共同指導加算

リハビリテーション事業所の医師・PT・OT等が病院の退院前カンファレンスに参加した場合  
リハビリテーションに関わる情報の共有・在宅でのリハビリテーションに必要な指導の実施

1回の自己負担額	1,200円
----------	--------

## &lt;介護予防訪問リハビリテーション&gt;

◎介護予防訪問リハビリテーション費	20分につき自己負担額	596円
-------------------	-------------	------

## ～加算料金について～

## ① サービス提供体制強化加算

20分につき自己負担額	12円
-------------	-----

## ② 短期集中リハビリテーション加算(1日20分以上週2回以上の提供)

○退院・退所日または認定日から起算して3月以内の場合

1日につき自己負担額	400円
------------	------

## ③ 退院時共同指導加算

リハビリテーション事業所の医師・PT・OT等が病院の退院前カンファレンスに参加した場合  
リハビリテーションに関わる情報の共有・在宅でのリハビリテーションに必要な指導の実施

1回の自己負担額	1,200円
----------	--------

## &lt;その他&gt;

## ◎公費負担医療の対象の場合

資格証明を確認し、サービス提供表に従い公費適用後の本人負担を徴収します。

- (1)身体障害者福祉法の更正医療
- (2)原爆被爆者援護法の一般疾病医療費
- (3)特定疾患治療研究事業
- (4)先天性血液凝固因子障害等治療研究事業など

## ◎その他

交通費 射水市内を超える地域は訪問にかかる交通費実費  
(片道おおむね5km以上は、1kmを増すごとに60円)